

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

	改 正 案	現 行
	(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等 )	(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等 )
第十六条 (略)	第十六条 (略)	第十六条 (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)
5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。	5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。	5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げるもので、定期株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人、組合及び合同会社にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）	二 当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げるもので、定期株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人及び組合にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）	二 当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げるもので、定期株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人及び組合にあつては、これらに準ずるもの。次条において同じ。）
6 (略)	6 (略)	6 (略)
(臨時報告書の記載内容等)	(臨時報告書の記載内容等)	(臨時報告書の記載内容等)
第十九条 (略)	第十九条 (略)	第十九条 (略)
2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人及び組合を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。	2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人及び組合を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。	2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人及び組合を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

六の二 提出会社が株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。以下この号及び第十四号の二において同じ。）となる株式交換（当該株式交換により株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。）となる会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における資産の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上に相当する場合又は当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上に相当する場合に限る。）又は提出会社が株式交換完全子会社となる株式交換が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該株式交換の相手会社についての次に掲げる事項

- (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
- (2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
- (3) 大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に五名をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称）

六の二 提出会社が株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。）となる株式交換（当該株式交換により株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。）となる会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十以上に相当する場合又は当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上に相当する場合に限る。）又は提出会社が株式交換完全子会社となる株式交換に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ 当該株式交換の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

<p>(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係</p> <p>ハ 当該株式交換の目的</p> <p>二 株式交換比率の算定根拠（提出会社又は当該株式交換の相手会社以外の者が当該株式交換比率の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該株式交換比率を決定したときは、当該株式交換比率の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。）</p> <p>ホ 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容</p>	<p>ハ 当該株式交換の方法、株式交換完全子会社となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び第十四号の二において「株式交換比率」という。）その他の株式交換契約の内容</p>
---	---

<p>六の三 株式移転が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合</p> <p>イ 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合は、当該他の株式移転完全子会社となる会社についての次に掲げる事項</p> <p>(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容</p> <p>(2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益</p>	<p>六の三 株式移転に係る株主総会の決議があつた場合</p> <p>イ 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合は、当該他の株式移転完全子会社となる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容</p>
--	--

(3) 大株主の商号又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

口 当該株式移転の目的

ハ 当該株式移転の方法、株式移転完全子会社となる会社の株式に割り当てる株式移転設立完全親会社となる会社の株式の数（以下この号及び第十四号の三において「株式移転比率」という。）その他の株式移転計画の内容

二 株式移転比率の算定根拠（提出会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社以外の者が当該株式移転比率の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該株式移転比率を決定したときは、当該株式移転比率の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。）

ホ 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

七 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日ににおける純資産額の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる吸収分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上減少し、若しくは増加することが見込まれる吸収分割が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

口 当該株式移転の目的

ハ 当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る株主総会の決議の内容

七 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日ににおける純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる会社の分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる会社の分割に係る計画の承認又は契約の締結が行われた場合（これらの計画の承認又は契約の締結が確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ 当該吸收分割の相手会社についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、純資産の額及び事業の内容

(2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(3) 大株主の商号又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合につては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称）

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係  
口 当該吸收分割の目的

ハ 当該吸收分割の方法、吸收分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸收分割会社をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）となる会社に割り当てる吸收分割承継会社（会社法第七百五十七条に規定する吸收分割承継会社をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び第十五号において「吸收分割に係る割当ての内容」という。）その他の吸收分割契約の内容

二 吸收分割に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社又は当該吸收分割の相手会社以外の者が当該吸收分割に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該吸收分割に係る割当ての内容を決定したときは、当該吸收分割に係る割当ての内容の算定を行つた者の氏名又は名称を含む

イ 当該分割により提出会社から事業を承継し、又は提出会社に事業を承継させる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び、事業の内容

ハ 当該分割の方法及び分割に係る計画又は契約の内容  
口 当該分割の目的

ハ 当該分割の方法及び分割に係る計画又は契約の内容

。)

ホ 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

七の二 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上減少することが見込まれる新設分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上減少することが見込まれる新設分割が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該新設分割において、提出会社の他に新設分割会社（会社法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下この号及び第十五号の二において同じ。）となる会社がある場合は、当該他の新設分割会社となる会社についての次に掲げる事項

- (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
- (2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
- (3) 大株主の商号又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合につては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員の氏名又は名称）

（新設）

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

口  
当該新設分割の目的

ハ 当該新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社（会社法第七百六十三条第一項本文に規定する新設分割設立会社をいう。以下この号及び第十五号の二において同じ。）となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び第十五号の二において「新設分割に係る割当ての内容」という。）その他の新設分割計画の内容

二 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社又は当該他の新設分割会社となる会社以外の者が当該新設分割に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該新設分割に係る割当ての内容を決定したときは、当該新設分割に係る割当ての内容の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。）

ホ 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

七の三 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は提出会社が消滅することとなる吸収合併が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

七の二 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末における純資産額の百分の三十以上増加することが見込まれる合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併又は提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が

イ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、純資産の額及び事業の内容

(2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(3) 大株主の商号又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合につては、社員（定款）で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称）

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係  
口 当該吸収合併の目的

ハ 当該吸収合併の方法、吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。以下この号及び第十五号の三において同じ。）となる会社の株式一株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項本文に規定する吸収合併存続会社をいう。以下この号及び第十五号の三において同じ。）となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び第十五号の三において「吸収合併に係る割当ての比率」という。）その他の吸収合併契約の内容

内容

二 吸収合併に係る割当ての比率の算定根拠（提出会社又は当該吸収合併の相手会社以外の者が当該吸収合併に係る割当ての比率の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当

公表された場合を含む。）  
イ 当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

ハ 当該合併の方法及び合併契約の内容

ハ 当該合併の方法及び合併契約の内容

該吸收合併に係る割当の比率を決定したときは、当該吸收合併に係る割当の比率の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。)

ホ 当該吸收合併の後の吸收合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

七の四 新設合併が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該新設合併における提出会社以外の新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。）となる会社についての次に掲げる事項

- (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
  - (2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
  - (3) 大株主の商号又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合につては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称）
  - (4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係  
当該新設合併の目的
- ハ 当該新設合併の方法、新設合併消滅会社となる会社の株式一

(新設)

株又は持分に割り当てられる新設合併設立会社（会社法第七百五十三条第一項本文に規定する新設合併設立会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。）となる会社の株式の数又は持分の内容（以下この号及び第十五号の四において「新設合併に係る割当ての比率」という。）その他の新設合併契約の内容

二 新設合併に係る割当ての比率の算定根拠（提出会社又は当該提出会社以外の新設合併消滅会社となる会社以外の者が当該新設合併に係る割当ての比率の算定を行い、かつ、当該提出会社が当該算定を踏まえて当該新設合併に係る割当ての比率を決定したときは、当該新設合併に係る割当ての比率の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。）

ホ 当該新設合併の後の新設合併設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

八 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日ににおける純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる事業の譲渡若しくは譲受けが行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イヽハ （略）

八 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日ににおける純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる事業の譲渡若しくは譲受け又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

九〇十四 (略)

十四の二 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

- イ 当該連結子会社の商号、本店の所在地及び代表者の氏名  
ロ 当該株式交換の相手会社についての次に掲げる事項
- (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容  
(2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益  
(3) 大株主の商号又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合につては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称）  
(4) 当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係  
ハ 当該株式交換の目的  
二 当該株式交換の方法、株式交換比率その他の株式交換契約の内容

九〇十四 (略)

十四の二 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式交換に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

- イ 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名  
ロ 当該株式交換の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

- ハ 当該株式交換の目的  
二 当該株式交換の方法及び株式交換契約の内容

内容

ホ 株式交換比率の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該株式交換の相手会社以外の者が当該株式交換比率の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該株式交換の相手会社が当該算定を踏まえて当該株式交換比率を決定したときは、当該株式交換比率の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。）

ヘ 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

十四の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該連結子会社の商号、本店の所在地及び代表者の氏名  
ロ 当該株式移転において、当該連結子会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合は、当該他の株式移転完全子会社となる会社についての次に掲げる事項  
(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

十四の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の株式移転に係る株主総会の決議があつた場合

イ 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名  
ロ 当該株式移転において、当該連結子会社の他に完全子会社となる会社がある場合は、当該他の完全子会社となる会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

(2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(3) 大株主の商号又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(4) 当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引關係ハ当該株式移転の目的

二 当該株式移転の方法、株式移転比率その他の株式移転計画の内容

ホ 株式移転比率の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社以外の者が当該株式移転比率の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該他の株式移転完全子会社となる会社が当該算定を踏まえて当該株式移転比率を決定したときは、当該株式移転比率の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。）

ヘ 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

十五 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸收分割又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収分割が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の

ハ 当該株式移転の目的  
二 当該株式移転の方法及び当該株式移転に係る株主総会の決議の内容

十五 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の分割又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の分割に係る計画の承認又は契約の締結が行われた場合（これらの

業務執行を決定する機関により決定された場合

計画の承認又は契約の締結が確実に見込まれ、かつ、その旨が公示された場合を含む。)

イ　当該連結子会社の商号、本店の所在地及び代表者の氏名  
ロ　当該吸收分割の相手会社についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額  
、純資産の額、純資産の額及び事業の内容

(2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(3) 大株主の商号又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合につては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称）

(4) 当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引關係  
ハ　当該吸收分割の目的

二　当該吸收分割の方法、吸收分割に係る割当ての内容その他のの吸收分割契約の内容

ホ　吸收分割に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該吸收分割の相手会社以外の者が当該吸收分割に係る割当ての内容の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該吸收分割の相手会社が当該算定を踏まえて当該吸收分割に係る割当ての内容を決定したときは、当該吸收分割に係る割当ての内容の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。）

ヘ　当該吸收分割の後の吸收分割承継会社となる会社の商号、本

イ　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名  
ロ　当該分割により連結子会社から事業を承継し、又は連結子会社に事業を承継させる会社の名称、住所、代表者の氏名、資金又は出資の額及び事業の内容

二　当該分割の方法及び分割に係る計画又は契約の内容

ハ　当該分割の目的

当該分割の方法及び分割に係る計画又は契約の内容

店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額  
、総資産の額及び事業の内容

十五の二

当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設分割又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設分割が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該連結子会社の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

ロ 当該新設分割において、当該連結子会社の他に新設分割会社となる会社がある場合は、当該他の新設分割会社となる会社についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(3) 大株主の商号又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合につては、社員（定款）

で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員の氏名又は名称）

(4) 当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係、当該新設分割の目的

ハ

二 当該新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の

新設分割計画の内容

ホ 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該他の新設分割会社となる会社以外の者が当該新設分割に係る割当ての内容の算定を行ひ、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該他の新設分割会社となる会社が当該算定を踏まえて当該新設分割に係る割当ての内容を決定したときは、当該新設分割に係る割当ての内容の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。）

ヘ 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

十五の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸收合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸收合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該連結子会社の商号、本店の所在地及び代表者の氏名  
ロ 当該吸收合併の相手会社についての次に掲げる事項  
(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額

十五の二 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の合併に係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含む。）

イ 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名  
ロ 当該合併の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(3) 大株主の商号又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合につきては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称）

(4) 当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係  
ハ 当該吸收合併の目的

二 当該吸收合併の方法、吸收合併に係る割当ての比率その他の吸收合併契約の内容

ホ 吸收合併に係る割当ての比率の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該吸收合併の相手会社以外の者が当該吸收合併に係る割当ての比率の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該吸收合併の相手会社が当該算定を踏まえて当該吸收合併に係る割当ての比率を決定したときは、当該吸收合併に係る割当ての比率の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。）

ヘ 当該吸收合併の後の吸收合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

十五の四 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若

二 ハ  
当該合併の目的  
当該合併の方法及び合併契約の内容

しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イ 当該連結子会社の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

ロ 当該新設合併における当該連結子会社以外の新設合併消滅会社となる会社についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、純資産の額及び事業の内容

(2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(3) 大株主の商号又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合につては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称）

(4) 当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係  
ハ 当該新設合併の目的

二 当該新設合併の方法、新設合併に係る割当ての比率その他の  
新設合併契約の内容

ホ 新設合併に係る割当ての比率の算定根拠（提出会社、当該連結子会社又は当該連結子会社以外の新設合併消滅会社となる会社以外の者が当該新設合併に係る割当ての比率の算定を行い、かつ、当該提出会社、当該連結子会社又は当該連結子会社以外

の新設合併消滅会社となる会社が当該算定を踏まえて当該新設合併に係る割当ての比率を決定したときは、当該新設合併に係る割当ての比率の算定を行つた者の氏名又は名称を含む。）

ヘ 当該新設合併の後の新設合併設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

十六 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の事業の譲渡若しくは譲受け又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の事業の譲渡若しくは譲受けが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合

イヽ二 （略）

十七ヽ十九 （略）

3ヽ8 （略）

十六 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の事業の譲渡若しくは譲受け又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の事業の譲渡若しくは譲受けに係る契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれかつ、その旨が公表された場合を含む。）

イヽ二 （略）

十七ヽ十九 （略）

3ヽ8 （略）

企業内統等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年六月六日令第五号）

改 正 案	現 行
<p><b>第一号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(6) (略) (7) 募集によらないで取得される新規発行株式の発行方法 a・b (略) c 欄外には、準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れ、第三者割当等の別及び割当日、割当比率、申込期間、払込期日等について記載すること。 (8) (略)</p>	<p><b>第一号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(6) (略) (7) 募集によらないで取得される新規発行株式の発行方法 a・b (略) c 欄外には、準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ、第三者割当等の別及び割当日、割当比率、申込期間、払込期日等について記載すること。 (8) (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行																																				
<p><b>第二号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書            (略)</p> <p>第一部 【証券情報】</p> <p>第1 【募集要項】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【新規発行新株予約権証券】 (12)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件		<p><b>第二号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書            (略)</p> <p>第一部 【証券情報】</p> <p>第1 【募集要項】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【新規発行新株予約権証券】 (12)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の目的となる株式の種類																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																					
新株予約権の行使時の払込金額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																					
新株予約権の行使期間																																					
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																					
新株予約権の行使の条件																																					
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件																																					
新株予約権の目的となる株式の種類																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																					
新株予約権の行使時の払込金額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																					
新株予約権の行使期間																																					
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																					
新株予約権の行使の条件																																					
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件																																					

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5 【新規発行社債(短期社債を除く。)】(13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

(3) (略)

5 【新規発行社債(短期社債を除く。)】(13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	

払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に對抗する權利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (14)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に對抗する權利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (14)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
<u>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>	

6～11 (略)

第2・第3 (略)

## 第二部【企業情報】

第1～第3 (略)

### 第4【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

(1) (略)

(2)【新株予約権等の状況】(38-2)

区分	最近事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)
新株予約権の数		
<u>新株予約権のうち自己新株予約権の数</u>		
新株予約権の目的となる株式の種類		

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

6～11 (略)

第2・第3 (略)

## 第二部【企業情報】

第1～第3 (略)

### 第4【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

(1) (略)

(2)【新株予約権等の状況】(38-2)

区分	最近事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		

新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
<u>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>		

新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】(38-3)

<u>決議年月日</u>	
<u>付与対象者</u>	
<u>新株予約権の数</u>	
<u>新株予約権の目的となる株式の種類</u>	
<u>新株予約権の目的となる株式の数</u>	
<u>新株予約権の行使時の払込金額</u>	
<u>新株予約権の行使期間</u>	
<u>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</u>	

(新設)

<u>新株予約権の行使の条件</u>	
<u>新株予約権の譲渡に関する事項</u>	
<u>取得条項に関する事項</u>	
<u>信託の設定の状況</u>	
<u>代用払込みに関する事項</u>	

(4)～(7) (略)

(8) 【ストックオプション制度の内容】(43)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
<u>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>	

2～4 (略)

(3)～(6) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】(43)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

2～4 (略)

## 5 【役員の状況】(52)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
計						

6 (略)

第5 (略)

第6 【提出会社の株式事務の概要】(69)

事業年度	月 日
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剩余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人	

## 5 【役員の状況】(52)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
計					

6 (略)

第5 (略)

第6 【提出会社の株式事務の概要】(69)

決算期	月 日
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
中間配当基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人	

取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

## 第7 (略)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

a・b (略)

c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は主務大臣の許可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

また、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式（無議決権株式を除く。以下同じ。）については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を欄外に記載すること。

なお、ある種類の株式の内容として会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。

また、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。

d (略)

(9)～(11) (略)

(12) 新規発行新株予約権証券

a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式ごとに区分して記載すること。なお、一定の事由が生じたことを条件として新株予約権を取得することができるようとするときは、会社法第236条第1項第7号に関する事項を欄外に記載すること。

b～h (略)

## 第7 (略)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

a・b (略)

c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の許可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、議決権制限株等の数種の株式を発行する場合には、その株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

d (略)

(9)～(11) (略)

(12) 新規発行新株予約権証券

a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式ごとに区分して記載すること。

b～h (略)

i 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。	(新設)
j 「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。	(新設)
k 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。	(新設)
1 (略)	
(13) (略)	
(14) 新株予約権付社債に関する事項 (12)のa、f、g、h、i、j及びkに準じて記載すること。	<p>i (略) (13) (略) (14) 新株予約権付社債に関する事項 a (12)のa、f、g及びhに準じて記載すること。 b 「代用払込みに関する事項」の欄には、新株予約権行使する者の請求により、新株予約権付社債の償還に代えて、その発行価額をもつて新株予約権の行使時の払込金に充当する場合にはその旨及びその方法を記載し、充当しない場合にはその旨を記載すること。</p>
(15)～(27) (略)	(15)～(27) (略)
(28) 関係会社の状況 a～h (略)	(28) 関係会社の状況 a～h (略) (新設)
i 提出会社が保有する関係会社の新株予約権の数及び権利行使した場合の議決権の所有割合を記載すること。なお、提出会社の他の子会社による間接所有の新株予約権又は議決権がある場合には、権利行使した場合の当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権（権利行使後の所有分を含む。）の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権（権利行使後の所有分を含む。）の合計の割合を内書きとして記載すること。	
(29)～(31) (略)	(29)～(31) (略)
(32) 対処すべき課題 最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。 なお、基本方針を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）等を記載すること。	(32) 対処すべき課題 最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。
(32-2) (略)	(32-2) (略)
(33) 経営上の重要な契約等 a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下この号において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠、並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会	(33) 経営上の重要な契約等 a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下この号において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、連結会社以外の会社（連結財務諸表を作成していない場合には他の会社。以下この号において同じ。）と合併し又は合併契約を締結した場合には、重要性の乏しいものを除き、合併の目的、合併の条件、引継資産・負債の状況等について記載すること。 合併契約を近く締結することが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

c 連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）において事業の全部若しくは主要な部分の貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があつた場合には、その内容を記載すること。

d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社（以下「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠、並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

e 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸收分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸收分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸收分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てる吸收分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠、並びに当該吸收分割又は新設分割の後の吸收分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(34)～(37) (略)

(38) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を欄外に記載すること。

なお、ある種類の株式の内容として会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。

b 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、連結会社以外の会社への重要な事業の全部若しくは一部の譲渡があつた場合、連結会社以外の会社からの重要な事業の全部若しくは一部の譲受けがあつた場合又はこれらの契約を締結した場合には、その概要について記載すること。

c 連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）において事業の全部若しくは主要な部分の貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があつた場合には、その内容を記載すること。

d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、他の会社と株式交換し、若しくは株式交換に係る契約を締結した場合又は株式移転に係る株主総会の決議があつた場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下「株式交換完全子会社等」という。）となつた会社（当該株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の連結子会社であつた会社を除く。）の資産・負債の状況等について記載すること。

株式交換に係る契約の締結又は株式移転に係る株主総会の決議が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

e 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、新設分割に係る株主総会の決議があつた場合又は連結会社以外の会社との間に吸收分割に係る契約を締結した場合には、重要性の乏しいものを除き、新設分割又は吸收分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況等について記載すること。

新設分割に係る計画の承認又は吸收分割に係る契約の締結が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

(34)～(37) (略)

(38) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、普通株、優先株、議決権制限株等の種類を記載し、その株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

なお、株主総会において決議ができる事項の全部につき議決権行使することができない株式（以下この様式、第三号様式及び第五号様式において「無議決権株式」という。）又は会社法第115条に規定する議決権制限株式（無議決権株式を除く。以下この様式、第三号様式及び第五号様式において「議決権制限株式」という。）であつても、定款の定めによりにより議決権を有するものとみなされる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載すること。

また、無議決権株式又は議決権制限株式であつても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。

c ~ f (略)

(38-2) 新株予約権等の状況

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編行為に伴う交付に関する事項((43)において「新株予約権の内容」という。)を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

b・c (略)

d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

e 「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。

f 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

(38-3) ライツプランの内容

a 「第二部 企業情報」「第2 事業の状況」「3 対処すべき課題」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防衛策の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

b 「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

(39)～(42) (略)

(43) ストックオプション制度の内容

a (略)

b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数並びに新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編行為に伴う交付に関する事項を記載すること。

なお、「(2) 新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。

c・d (略)

(43-2)～(46) (略)

(47) 取締役会決議による取得の状況

c～f (略)

(38-2) 新株予約権等の状況

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件並びに譲渡に関する事項((43)において「新株予約権の内容」という。)を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

b・c (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(39)～(42) (略)

(43) ストックオプション制度の内容

a (略)

b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数並びに新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項を記載すること。

なお、「(2) 新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。

c・d (略)

(43-2)～(46) (略)

(47) 取締役会決議による取得の状況

a 「取締役会での決議状況」の欄には、取締役会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数（この様式において「決議株式数」という。）及び価額の総額（この様式において「決議株式総額」という。）を記載すること。なお、当該取締役会において自己株式の取得に関し取得期間、決議株式数及び決議株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

b～e （略）

(48)・(49) （略）

(50) 配当政策

a 配当政策については、配当（相互会社にあつては、契約者配当）の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たつての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めたときは、その旨を記載すること。

b 最近事業年度に会社法第453条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。

c （略）

(51) （略）

(52) 役員の状況

a～f （略）

g 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

(52-2) コーポレート・ガバナンスの状況

a 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容）、監査報酬の内容（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分した内容）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

b～e （略）

f 定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容を記載すること。

a 「取締役会での決議状況」の欄には、取締役会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数（この様式において「決議株式数」という。）及び価額の総額（この様式において「決議株式総額」という。）を記載すること。なお、当該株主総会において自己株式の取得に関し取得期間、決議株式数及び決議株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

b～e （略）

(48)・(49) （略）

(50) 配当政策

a 配当政策については、利益配分（相互会社にあつては、契約者配当）の基本方針、最近事業年度の配当決定に当たつての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。  
なお、会社法第454条第5項に規定する中間配当（以下「中間配当」という。）をすることができる旨を定めたときは、その旨を記載すること。

b 最近事業年度に会社法第453条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議年月日を注記すること。

c （略）

(51) （略）

(52) 役員の状況

a～f （略）

（新設）

(52-2) コーポレート・ガバナンスの状況

a 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容）、監査報酬の内容（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分した内容）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b～e （略）

（新設）

g 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由、並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由を記載すること。

(53)～(68) (略)

(69) 提出会社の株式事務の概要

- a 株式事務の概要は、届出書提出日現在で記載すること。
- b 株主総会に出席する権利を有する株主を確定するため又は配当を受ける優先出資者を確定するための基準日（会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）を設けている場合には、当該基準日を「基準日」の欄に記載すること。  
なお、基準日後に株式を取得した者の全部又は一部に議決権行使を認める場合には、その旨及びその理由を記載すること。
- c 剰余金の配当を受ける株主を確定するための基準日を設けている場合には、「剰余金の配当の基準日」の欄に記載すること。
- d 定款で株主に株式の割当てを受ける権利を与えており、株式の譲渡制限を行っている場合、その他株式事務に關し投資者に示すことが特に必要であると思われるものがある場合には、別に欄を設けて記載しても差支えない。
- e 6箇月を1事業年度とする会社にあつては、「事業年度」、「定時株主総会」及び「基準日」の各欄は、2事業年度分について記載すること。
- f 定款で単元未満株主の権利を制限している場合には、その内容を欄外に注記すること。
- g 定款で株主提案権の行使期限について株主総会の日の8週間前を下回る期間と定めた場合には、その旨を欄外に注記すること。
- h 相互会社にあつては、記載を要しない。

(70)～(78) (略)

(新設)

(53)～(68) (略)

(69) 提出会社の株式事務の概要

- a 株式事務の概要は、届出書提出日現在で記載すること。
- b 株主総会に出席する権利を有する株主を確定するため又は配当を受ける優先出資者を確定するための基準日を設けている場合には、当該基準日を「基準日」の欄に記載すること。
- c 定款に中間配当をすることができる旨が定められている場合には、中間配当に係る基準日（会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。）を「中間配当基準日」の欄に記載すること。
- d 定款の規定をもつて株主に株式の割当てを受ける権利を与えており、株式の譲渡制限を行っている場合、その他株式事務に關し投資者に示すことが特に必要であると思われるものがある場合には、別に欄を設けて記載しても差支えない。
- e 6箇月を1事業年度とする会社にあつては、「決算期」、「定時株主総会」及び「基準日」の各欄は、2事業年度分について記載すること。
- f 相互会社にあつては、記載を要しない。

(70)～(78) (略)

企業内約券の開示に関する内閣府令（昭和四十八年内閣省令第五号）

改 正 案	現 行																																				
<p><b>第二号の二様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書            (略)</p> <p>第一部 【証券情報】  <b>第1 【募集要項】</b>            1～3 (略)            4 【新規発行新株予約権証券】            (1) (略)            (2) 【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件		<p><b>第二号の二様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書            (略)</p> <p>第一部 【証券情報】  <b>第1 【募集要項】</b>            1～3 (略)            4 【新規発行新株予約権証券】            (1) (略)            (2) 【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の目的となる株式の種類																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																					
新株予約権の行使時の払込金額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																					
新株予約権の行使期間																																					
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																					
新株予約権の行使の条件																																					
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件																																					
新株予約権の目的となる株式の種類																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																					
新株予約権の行使時の払込金額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																					
新株予約権の行使期間																																					
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																					
新株予約権の行使の条件																																					
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件																																					

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

### 5 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

(3) (略)

### 5 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	

払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
<u>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>	

6～10 (略)

第2・第3 (略)

第二部～第五部 (略)  
(記載上の注意)  
(略)

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

6～10 (略)

第2・第3 (略)

第二部～第五部 (略)  
(記載上の注意)  
(略)

企業に沿辺の課示に該する内閣府令（昭和四十八年六月三十日付）

改 正 案	現 行																																				
<p><b>第二号の三様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書            (略)</p> <p>第一部 【証券情報】  <b>第1 【募集要項】</b>            1～3 (略)            4 【新規発行新株予約権証券】            (1) (略)            (2) 【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件		<p><b>第二号の三様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書            (略)</p> <p>第一部 【証券情報】  <b>第1 【募集要項】</b>            1～3 (略)            4 【新規発行新株予約権証券】            (1) (略)            (2) 【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の目的となる株式の種類																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																					
新株予約権の行使時の払込金額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																					
新株予約権の行使期間																																					
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																					
新株予約権の行使の条件																																					
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件																																					
新株予約権の目的となる株式の種類																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																					
新株予約権の行使時の払込金額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																					
新株予約権の行使期間																																					
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																					
新株予約権の行使の条件																																					
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件																																					

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

(3) (略)

5 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	

払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
<u>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>	

6～10 (略)  
 第2・第3 (略)  
 第二部～第四部 (略)  
 (記載上の注意)  
 (略)

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

6～10 (略)  
 第2・第3 (略)  
 第二部～第四部 (略)  
 (記載上の注意)  
 (略)

企業内約定の開示に関する内閣府令（昭和四十八年六月二十六日内閣府令第百四号）

改 正 案	現 行																																																		
<p><b>第二号の四様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書            (略)</p> <p>第一部 (略)            第二部 【企業情報】            第1～第3 (略)            第4 【提出会社の状況】            1 【株式等の状況】            (1) 【株式の総数等】            ① 【株式の総数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>発行可能株式総数(株)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>② (略)</p> <p>(2) 【新株予約権等の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>最近事業年度末現在 ( 年 月 日 )</th><th>提出日の前月末現在 ( 年 月 日 )</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><u>新株予約権のうち自己新株予約権 の数</u></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種 類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種 類	発行可能株式総数(株)							計		区 分	最近事業年度末現在 ( 年 月 日 )	提出日の前月末現在 ( 年 月 日 )	新株予約権の数			<u>新株予約権のうち自己新株予約権 の数</u>			新株予約権の目的となる株式の種 類			新株予約権の目的となる株式の数			<p><b>第二号の四様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書            (略)</p> <p>第一部 (略)            第二部 【企業情報】            第1～第3 (略)            第4 【提出会社の状況】            1 【株式等の状況】            (1) 【株式の総数等】            ① 【株式の総数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>会社が発行する株式の総数(株)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>② (略)</p> <p>(2) 【新株予約権等の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>最近事業年度末現在 ( 年 月 日 )</th><th>提出日の前月末現在 ( 年 月 日 )</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種 類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種 類	会社が発行する株式の総数(株)							計		区 分	最近事業年度末現在 ( 年 月 日 )	提出日の前月末現在 ( 年 月 日 )	新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種 類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額		
種 類	発行可能株式総数(株)																																																		
計																																																			
区 分	最近事業年度末現在 ( 年 月 日 )	提出日の前月末現在 ( 年 月 日 )																																																	
新株予約権の数																																																			
<u>新株予約権のうち自己新株予約権 の数</u>																																																			
新株予約権の目的となる株式の種 類																																																			
新株予約権の目的となる株式の数																																																			
種 類	会社が発行する株式の総数(株)																																																		
計																																																			
区 分	最近事業年度末現在 ( 年 月 日 )	提出日の前月末現在 ( 年 月 日 )																																																	
新株予約権の数																																																			
新株予約権の目的となる株式の種 類																																																			
新株予約権の目的となる株式の数																																																			
新株予約権の行使時の払込金額																																																			

新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
<u>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>		

新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

(新設)

新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4)～(6) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

2～4 (略)

5 【役員の状況】

(3)～(5) (略)

(6) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

2～4 (略)

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	<u>任期</u>	所有株式数(株)
計						

6 (略)

第5 (略)

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	月　日
定時株主総会	月中
基準日	月　日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月　日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
計					

6 (略)

第5 (略)

第6 【提出会社の株式事務の概要】

決算期	月　日
定時株主総会	月中
基準日	月　日
株券の種類	
中間配当基準日	月　日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所	

買取手数料
公告掲載方法
株主に対する特典

第7 (略)  
第三部・第四部 (略)  
(記載上の注意)  
(略)

買取手数料
公告掲載方法
株主に対する特典

第7 (略)  
第三部・第四部 (略)  
(記載上の注意)  
(略)

企業内約券の開示に関する内閣府令（昭和四十八年六月六日令第五号）

改 正 案	現 行																																								
<p><b>第二号の五様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】(12)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件		新株予約権の譲渡に関する事項		<p><b>第二号の五様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【募集要項】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4【新規発行新株予約権証券】(12)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件		新株予約権の譲渡に関する事項	
新株予約権の目的となる株式の種類																																									
新株予約権の目的となる株式の数																																									
新株予約権の行使時の払込金額																																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																									
新株予約権の行使期間																																									
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																									
新株予約権の行使の条件																																									
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件																																									
新株予約権の譲渡に関する事項																																									
新株予約権の目的となる株式の種類																																									
新株予約権の目的となる株式の数																																									
新株予約権の行使時の払込金額																																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																									
新株予約権の行使期間																																									
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																									
新株予約権の行使の条件																																									
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件																																									
新株予約権の譲渡に関する事項																																									

代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

5 【新規発行社債(短期社債を除く。)】(13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	

代用払込みに関する事項	
-------------	--

(3) (略)

5 【新規発行社債(短期社債を除く。)】(13)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	

払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に對抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (14)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に對抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (14)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

6～11 (略)  
第2・第3 (略)

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

- 1～3 (略)
- 4【株式等の状況】(28)
  - (1)【株式の総数等】
    - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
計	

② (略)

### (2)【新株予約権等の状況】

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

6～11 (略)  
第2・第3 (略)

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

- 1～3 (略)
- 4【株式等の状況】(28)
  - (1)【株式の総数等】
    - ①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
計	

② (略)

### (2)【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

区分	最近事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	

(新設)

類	
<u>新株予約権の目的となる株式の数</u>	
<u>新株予約権の行使時の払込金額</u>	
<u>新株予約権の行使期間</u>	
<u>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</u>	
<u>新株予約権の行使の条件</u>	
<u>新株予約権の譲渡に関する事項</u>	
<u>取得条項に関する事項</u>	
<u>信託の設定の状況</u>	
<u>代用払込みに関する事項</u>	

(4)～(7) (略)

(8) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	

(3)～(6) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

5・6 (略)

7 【役員の状況】(31)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
計						

8 (略)

第2～第4 (略)

第5 【提出会社の株式事務の概要】(45)

事業年度	月　日
定時株主総会	月中
基準日	月　日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月　日
1単元の株式数	株

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

5・6 (略)

7 【役員の状況】(31)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
計					

8 (略)

第2～第4 (略)

第5 【提出会社の株式事務の概要】(45)

決算期	月　日
定時株主総会	月中
基準日	月　日
株券の種類	
中間配当基準日	月　日
1単元の株式数	株

株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

## 第6（略）

第三部～第五部（略）

（記載上の注意）

（1）～（7）（略）

（8）新規発行株式

a・b（略）

c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は主務大臣の許可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

また、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式（無議決権株式を除く。以下同じ。）については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を欄外に記載すること。

なお、ある種類の株式の内容として会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。

また、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有するこ

## 第6（略）

第三部～第五部（略）

（記載上の注意）

（1）～（7）（略）

（8）新規発行株式

a・b（略）

c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の許可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、議決権制限株等の数種の株式を発行する場合には、その株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

となる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。

d (略)

(9)～(11) (略)

(12) 新規発行新株予約権証券

a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式ごとに区分して記載すること。なお、一定の事由が生じたことを条件として新株予約権を取得することができることとするときは、会社法第236条第1項第7号に関する事項を欄外に記載すること。

b～h (略)

i 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

j 「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。

k 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防衛策)の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。

l (略)

(13) (略)

(14) 新株予約権付社債に関する事項

(12)のa、f、g、h、i、j及びkに準じて記載すること。

(15)～(34) (略)

(35) 対処すべき課題

最近日現在における事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、基本方針を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防衛策)等を記載すること。

(35-2) (略)

(36) 経営上の重要な契約等

a 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠、並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会

d (略)

(9)～(11) (略)

(12) 新規発行新株予約権証券

a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式ごとに区分して記載すること。

b～h (略)

(新設)

(新設)

(新設)

i (略)

(13) (略)

(14) 新株予約権付社債に関する事項

a (12)のa、f、g及びhに準じて記載すること。

b 「代用払込みに関する事項」の欄には、新株予約権行使する者の請求により、新株予約権付社債の償還に代えて、その発行価額をもつて新株予約権の行使時の払込金に充当する場合にはその旨及びその方法を記載し、充当しない場合にはその旨を記載すること。

(15)～(34) (略)

(35) 対処すべき課題

最近日現在における事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

(35-2) (略)

(36) 経営上の重要な契約等

a 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において合併し又は合併契約を締結した場合には、重要性の乏しいものを除き、合併の目的、合併の条件、引継資産・負債の状況等について記載すること。

合併契約を近く締結することが確実に見込まれ、かつ、その旨公表されている場合には、その概要を記載すること。

社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

- b 事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があつた場合には、その内容を記載すること。
- c 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠、並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- d 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸收分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸收分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸收分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸收分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠、並びに当該吸收分割又は新設分割の後の吸收分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(37)～(46) (略)

(47) 関係会社の情報

a～g (略)

- h 提出会社が保有する関係会社の新株予約権の数及び権利行使した場合の議決権の所有割合を記載すること。なお、提出会社の他の子会社による間接所有の新株予約権又は議決権がある場合には、権利行使した場合の当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権（権利行使後の所有分を含む。）の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権（権利行使後の所有分を含む。）の合計の割合を内書きとして記載すること。

(48)・(49) (略)

- b 事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があつた場合には、その内容を記載すること。

- c 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、他の会社と株式交換し、若しくは株式交換に係る契約を締結した場合又は株式移転に係る株主総会の決議があつた場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社となつた会社（当該株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。）の資産・負債の状況等について記載すること。

株式交換に係る契約の締結又は株式移転に係る株主総会の決議が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

- d 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、新設分割に係る株主総会の決議があつた場合又は吸收分割に係る契約を締結した場合には、重要性の乏しいものを除き、新設分割又は吸收分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況等について記載すること。

新設分割に係る計画の承認又は吸收分割に係る契約の締結が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

(37)～(46) (略)

(47) 関係会社の情報

a～g (略)

（新設）

(48)・(49) (略)

企業内約券の開示に関する内閣府令（昭和四十八年内閣省令第5号）

改 正 案	現 行																																																												
<p><b>第三号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券報告書            (略)</p> <p>第一部【企業情報】            第1～第3 (略)            第4【提出会社の状況】            1【株式等の状況】            (1) (略)            (2)【新株予約権等の状況】(17-2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>事業年度末現在 (年月日)</th><th>提出日の前月末現在 (年月日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)	新株予約権の数			新株予約権のうち自己新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項			<p><b>第三号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券報告書            (略)</p> <p>第一部【企業情報】            第1～第3 (略)            第4【提出会社の状況】            1【株式等の状況】            (1) (略)            (2)【新株予約権等の状況】(17-2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>事業年度末現在 (年月日)</th><th>提出日の前月末現在 (年月日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)	新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項			代用払込みに関する事項		
区 分	事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)																																																											
新株予約権の数																																																													
新株予約権のうち自己新株予約権の数																																																													
新株予約権の目的となる株式の種類																																																													
新株予約権の目的となる株式の数																																																													
新株予約権の行使時の払込金額																																																													
新株予約権の行使期間																																																													
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																													
新株予約権の行使の条件																																																													
新株予約権の譲渡に関する事項																																																													
区 分	事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)																																																											
新株予約権の数																																																													
新株予約権の目的となる株式の種類																																																													
新株予約権の目的となる株式の数																																																													
新株予約権の行使時の払込金額																																																													
新株予約権の行使期間																																																													
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																																													
新株予約権の行使の条件																																																													
新株予約権の譲渡に関する事項																																																													
代用払込みに関する事項																																																													

代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】(17-3)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(新設)

(4)～(7) (略)  
(8)【ストックオプション制度の内容】(22)

(3)～(6) (略)  
(7)【ストックオプション制度の内容】(22)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
<u>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>	

2～4 (略)

5 【役員の状況】(31)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
計						

6 (略)

第5 (略)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

2～4 (略)

5 【役員の状況】(31)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
計					

6 (略)

第5 (略)

第6【提出会社の株式事務の概要】(48)

事業年度	月　　日
定時株主総会	月中
基準日	月　　日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月　　日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1)～(16) (略)

(17) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項

第6【提出会社の株式事務の概要】(48)

決算期	月　　日
定時株主総会	月中
基準日	月　　日
株券の種類	
中間配当基準日	月　　日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1)～(16) (略)

(17) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、普通株、優先株、議決権制限株等の種類を記載し

について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式（無議決権株式を除く。）については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を欄外に記載すること。

なお、ある種類の株式の内容として、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。

また、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。

c～f (略)

#### (17-2) 新株予約権等の状況

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

b・c (略)

d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

e 「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。

f 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

#### (17-3) ライツプランの内容

a 「第一部 企業情報」「第2 事業の状況」「3 対処すべき課題」において記載をする、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

b 「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

(18)～(28) (略)

、その株式の具体的な内容を「内容」の欄に記載すること。

なお、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を「内容」の欄に記載すること。

c～f (略)

#### (17-2) 新株予約権等の状況

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件並びに譲渡に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

b・c (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(18)～(28) (略)

(29) 配当政策

a 配当政策については、配当(相互会社にあつては、契約者配当)の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、当事業年度の配当決定に当たつての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めたときは、その旨を記載すること。

b 当事業年度に会社法第453条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。

(30) (略)

(31) 役員の状況

a～e (略)

f 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を注記すること。

(31-2)～(55) (略)

(29) 配当政策

a 配当政策については、利益配分(相互会社にあつては、契約者配当)の基本方針、最近事業年度の配当決定に当たつての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。

なお、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めたときは、その旨を記載すること。

b 最近事業年度に会社法第453条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議年月日を注記すること。

(30) (略)

(31) 役員の状況

a～e (略)

(新設)

(31-2)～(55) (略)

企業内約券の開示に関する内閣府令（昭和四十八年六月六日令第五号）

改 正 案	現 行																																																					
<p><b>第三号の二様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券報告書            (略)</p> <p><b>第一部【企業情報】</b>  <b>第1【企業の概況】</b>            1～3 (略)            4【株式等の状況】(7)            (1)【株式の総数等】            ①【株式の総数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>発行可能株式総数(株)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>② (略)</p> <p>(2) 【新株予約権等の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>事業年度末現在 (年 月 日)</th><th>提出日の前月末現在 (年 月 日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権 の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種 類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種 類	発行可能株式総数(株)							計		区 分	事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)	新株予約権の数			新株予約権のうち自己新株予約権 の数			新株予約権の目的となる株式の種 類			新株予約権の目的となる株式の数			<p><b>第三号の二様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券報告書            (略)</p> <p><b>第一部【企業情報】</b>  <b>第1【企業の概況】</b>            1～3 (略)            4【株式等の状況】(7)            (1)【株式の総数等】            ①【株式の総数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>会社が発行する株式の総数(株)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>② (略)</p> <p>(2) 【新株予約権等の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>事業年度末現在 (年 月 日)</th><th>提出日の前月末現在 (年 月 日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種 類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種 類	会社が発行する株式の総数(株)							計		区 分	事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)	新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種 類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間		
種 類	発行可能株式総数(株)																																																					
計																																																						
区 分	事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)																																																				
新株予約権の数																																																						
新株予約権のうち自己新株予約権 の数																																																						
新株予約権の目的となる株式の種 類																																																						
新株予約権の目的となる株式の数																																																						
種 類	会社が発行する株式の総数(株)																																																					
計																																																						
区 分	事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)																																																				
新株予約権の数																																																						
新株予約権の目的となる株式の種 類																																																						
新株予約権の目的となる株式の数																																																						
新株予約権の行使時の払込金額																																																						
新株予約権の行使期間																																																						

新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	

(新設)

<u>新株予約権の譲渡に関する事項</u>	
<u>取得条項に関する事項</u>	
<u>信託の設定の状況</u>	
<u>代用払込みに関する事項</u>	

(4)～(7) (略)

(8) 【ストックオプション制度の内容】(8)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
<u>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>	

5・6 (略)

7 【役員の状況】(11)

役名	職名	氏名	生年月日	略	歴	<u>任期</u>	所有株式
----	----	----	------	---	---	-----------	------

(3)～(6) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】(8)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

5・6 (略)

7 【役員の状況】(11)

役名	職名	氏名	生年月日	略	歴	所有株式
----	----	----	------	---	---	------

					数(株)
計					

					数(株)
計					

8・9 (略)

第2～第4 (略)

第5【提出会社の株式事務の概要】(30)

事業年度	月　日
定時株主総会	月中
基準日	月　日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月　日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	

8・9 (略)

第2～第4 (略)

第5【提出会社の株式事務の概要】(30)

決算期	月　日
定時株主総会	月中
基準日	月　日
株券の種類	
中間配当基準日	月　日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	

公告掲載方法
株主に対する特典

第6 (略)  
第二部・第三部 (略)  
(記載上の注意)  
(略)

公告掲載方法
株主に対する特典

第6 (略)  
第二部・第三部 (略)  
(記載上の注意)  
(略)

会社に約定の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第1号）

改 正 案	現 行																																																												
<p><b>第四号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1) (略) (2)【新株予約権等の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>事業年度末現在 (年月日)</th><th>提出日の前月末現在 (年月日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権 の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種 類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)	新株予約権の数			新株予約権のうち自己新株予約権 の数			新株予約権の目的となる株式の種 類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項			<p><b>第四号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第3 (略) 第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1) (略) (2)【新株予約権等の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>事業年度末現在 (年月日)</th><th>提出日の前月末現在 (年月日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種 類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)	新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種 類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項			代用払込みに関する事項		
区 分	事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)																																																											
新株予約権の数																																																													
新株予約権のうち自己新株予約権 の数																																																													
新株予約権の目的となる株式の種 類																																																													
新株予約権の目的となる株式の数																																																													
新株予約権の行使時の払込金額																																																													
新株予約権の行使期間																																																													
新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額																																																													
新株予約権の行使の条件																																																													
新株予約権の譲渡に関する事項																																																													
区 分	事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)																																																											
新株予約権の数																																																													
新株予約権の目的となる株式の種 類																																																													
新株予約権の目的となる株式の数																																																													
新株予約権の行使時の払込金額																																																													
新株予約権の行使期間																																																													
新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額																																																													
新株予約権の行使の条件																																																													
新株予約権の譲渡に関する事項																																																													
代用払込みに関する事項																																																													

代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

<u>決議年月日</u>	
<u>付与対象者</u>	
<u>新株予約権の数</u>	
<u>新株予約権の目的となる株式の種類</u>	
<u>新株予約権の目的となる株式の数</u>	
<u>新株予約権の行使時の払込金額</u>	
<u>新株予約権の行使期間</u>	
<u>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</u>	
<u>新株予約権の行使の条件</u>	
<u>新株予約権の譲渡に関する事項</u>	
<u>取得条項に関する事項</u>	
<u>信託の設定の状況</u>	
<u>代用払込みに関する事項</u>	

(新設)

(4)～(6) (略)

(7) 【ストックオプション制度の内容】 (8)

(3)～(5) (略)

(6) 【ストックオプション制度の内容】 (8)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
<u>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>	

2・3 (略)

#### 4 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
計						

5 (略)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

2・3 (略)

#### 4 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
計						

5 (略)

第5 (略)

第6 【提出会社の株式事務の概要】

<u>事業年度</u>	月　日
定時株主総会	月中
基準日	月　日
株券の種類	
<u>剰余金の配当の基準日</u>	月　日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7～第8 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

第5 (略)

第6 【提出会社の株式事務の概要】

<u>決算期</u>	月　日
定時株主総会	月中
基準日	月　日
株券の種類	
<u>中間配当基準日</u>	月　日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

第7～第8 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

企業内約券の開示に関する内閣府令（昭和四十八年六月六日令第5号）

改 正 案	現 行																																																												
<p><b>第五号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第3 (略)</p> <p>第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1) (略) (2)【新株予約権等の状況】(15-2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>中間会計期間末現在 (年 月 日)</th><th>提出日の前月末現在 (年 月 日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権 の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種 類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)	新株予約権の数			新株予約権のうち自己新株予約権 の数			新株予約権の目的となる株式の種 類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項			<p><b>第五号様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1～第3 (略)</p> <p>第4【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1) (略) (2)【新株予約権等の状況】(15-2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>中間会計期間末現在 (年 月 日)</th><th>提出日の前月末現在 (年 月 日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種 類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)	新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種 類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項			代用払込みに関する事項		
区 分	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)																																																											
新株予約権の数																																																													
新株予約権のうち自己新株予約権 の数																																																													
新株予約権の目的となる株式の種 類																																																													
新株予約権の目的となる株式の数																																																													
新株予約権の行使時の払込金額																																																													
新株予約権の行使期間																																																													
新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額																																																													
新株予約権の行使の条件																																																													
新株予約権の譲渡に関する事項																																																													
区 分	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)																																																											
新株予約権の数																																																													
新株予約権の目的となる株式の種 類																																																													
新株予約権の目的となる株式の数																																																													
新株予約権の行使時の払込金額																																																													
新株予約権の行使期間																																																													
新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額																																																													
新株予約権の行使の条件																																																													
新株予約権の譲渡に関する事項																																																													
代用払込みに関する事項																																																													

代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】(15-3)

<u>決議年月日</u>	
<u>付与対象者</u>	
<u>新株予約権の数</u>	
<u>新株予約権の目的となる株式の種類</u>	
<u>新株予約権の目的となる株式の数</u>	
<u>新株予約権の行使時の払込金額</u>	
<u>新株予約権の行使期間</u>	
<u>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</u>	
<u>新株予約権の行使の条件</u>	
<u>新株予約権の譲渡に関する事項</u>	
<u>取得条項に関する事項</u>	
<u>信託の設定の状況</u>	
<u>代用払込みに関する事項</u>	

(4)～(6) (略)

(新設)

(3)～(5) (略)

2・3 (略)
第5・第6 (略)
第二部 (略)
(記載上の注意)
(1)～(3) (略)
(4) 主要な経営指標等の推移
a・b (略)
c 「4 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a の(q)及びb の(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
(5) (略)
(6) 関係会社の状況
a～f (略)
g 提出会社が保有する関係会社の新株予約権の数及び権利行使した場合の議決権の所有割合を記載すること。なお、提出会社の他の子会社による間接所有の新株予約権又は議決権がある場合には、権利行使した場合の当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権(権利行使後の所有分を含む。)の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権(権利行使後の所有分を含む。)の合計の割合を内書きとして記載すること。
(7)～(9) (略)
(10) 対処すべき課題
当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があつた場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。 なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針「以下「基本方針」という。」を定めている会社については、直近の有価証券報告書に記載した、基本方針に照らして不適切な者によつて当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）等を記載すること。
(11) 経営上の重要な契約等
a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下この号において同じ。）において、吸收合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸收合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸收合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸收合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠、並びに当該吸收合併又は新設合併の後の吸收合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
b 当中間連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定

2・3 (略)
第5・第6 (略)
第二部 (略)
(記載上の注意)
(1)～(3) (略)
(4) 主要な経営指標等の推移
a・b (略)
c 「4 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a の(q)及びb の(v)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
(5) (略)
(6) 関係会社の状況
a～f (略)
(新設)
(7)～(9) (略)
(10) 対処すべき課題
当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があつた場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。
(11) 経営上の重要な契約等
a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下この号において同じ。）において、連結会社以外の会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には他の会社。以下この号において同じ。）と合併し又は合併契約を締結した場合には、重要性の乏しいものを除き、合併の目的、合併の条件、引継資産・負債の状況等について記載すること。 合併契約を近く締結することが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。
b 当中間連結会計期間において、連結会社以外の会社への重要な事業の全部若しくは一部の譲渡があつた場合、連結会社以外の会社からの重要な事業の全部若しくは一部の譲受けがあ

された場合には、その概要について記載すること。

- c 中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があつた場合には、その内容を記載すること。
- d 中間連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠、並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- e 中間連結会計期間において、吸收分割又は新設分割が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸收分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸收分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てる吸收分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠、並びに当該吸收分割又は新設分割の後の吸收分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(12)～(14) (略)

(15) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式（無議決権株式を除く。以下同じ。）については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を含めて欄外に記載すること。

なお、ある種類の株式の内容として、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。

また、無議決権株式又は議決権制限株式であつても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。

c～f (略)

(15-2) 新株予約権等の状況

た場合又はこれらの契約を締結した場合には、その概要について記載すること。

- c 中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があつた場合には、その内容を記載すること。
- d 中間連結会計期間において、他の会社と株式交換し、若しくは株式交換に係る契約を締結した場合又は株式移転に係る株主総会の決議があつた場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社となつた会社（当該株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。）の資産・負債の状況等について記載すること。
- e 株式交換に係る契約の締結又は株式移転に係る株主総会の決議が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。
- f 新設分割に係る株主総会の決議があつた場合又は連結会社以外の会社との間に吸收分割に係る契約を締結した場合には、重要性の乏しいものを除き、新設分割又は吸收分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況等について記載すること。
- g 新設分割に係る計画の承認又は吸收分割に係る契約の締結が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

(12)～(14) (略)

(15) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、普通株、優先株、議決権制限株等の種類を記載し、その株式の具体的な内容を「内容」の欄に記載すること。  
なお、無議決権株式又は無議決権制限株式であつても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を「内容」の欄に記載すること。

c～f (略)

(15-2) 新株予約権等の状況

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

b・c (略)

d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

e 「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。

f 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

#### (15-3) ライツプランの内容

a 「第一部 企業情報」「第2 事業の状況」「3 対処すべき課題」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防衛策の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

b 「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

#### (16)～(19) (略)

#### (20) 役員の状況

a (略)

b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴(例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職)、任期及び所有株式数を記載すること(所有株式数は、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。)。また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。なお、相互会社の場合にあつては、「所有株式数」の記載を要しない。

c・d (略)

e 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を注記すること。

#### (21)～(39) (略)

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当中間会計期間の末日現在並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件並びに譲渡に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

b・c (略)

(新設)

(新設)

(新設)

#### (16)～(19) (略)

#### (20) 役員の状況

a～d (略)

b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴(例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職)及び所有株式数を記載すること(所有株式数は、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。)。また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。

なお、相互会社の場合にあつては、「所有株式数」の記載を要しない。

c・d (略)

(新設)

#### (21)～(39) (略)

企業内約定の顯示に関する内閣府令（昭和四十年六月二日第百四十九号）

改 正 案	現 行																																																												
<p><b>第五号の二様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 半期報告書            (略)</p> <p>第一部【企業情報】            第1【企業の概況】            1・2(略)            3【株式等の状況】(6)            (1)(略)            (2)【新株予約権等の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>中間会計期間末現在 (年月日)</th><th>提出日の前月末現在 (年月日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権 の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種 類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	中間会計期間末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)	新株予約権の数			新株予約権のうち自己新株予約権 の数			新株予約権の目的となる株式の種 類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項			<p><b>第五号の二様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 半期報告書            (略)</p> <p>第一部【企業情報】            第1【企業の概況】            1・2(略)            3【株式等の状況】(6)            (1)(略)            (2)【新株予約権等の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>中間会計期間末現在 (年月日)</th><th>提出日の前月末現在 (年月日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種 類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	中間会計期間末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)	新株予約権の数			新株予約権の目的となる株式の種 類			新株予約権の目的となる株式の数			新株予約権の行使時の払込金額			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項			代用払込みに関する事項		
区 分	中間会計期間末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)																																																											
新株予約権の数																																																													
新株予約権のうち自己新株予約権 の数																																																													
新株予約権の目的となる株式の種 類																																																													
新株予約権の目的となる株式の数																																																													
新株予約権の行使時の払込金額																																																													
新株予約権の行使期間																																																													
新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額																																																													
新株予約権の行使の条件																																																													
新株予約権の譲渡に関する事項																																																													
区 分	中間会計期間末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)																																																											
新株予約権の数																																																													
新株予約権の目的となる株式の種 類																																																													
新株予約権の目的となる株式の数																																																													
新株予約権の行使時の払込金額																																																													
新株予約権の行使期間																																																													
新株予約権の行使により株式を發 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額																																																													
新株予約権の行使の条件																																																													
新株予約権の譲渡に関する事項																																																													
代用払込みに関する事項																																																													

代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4)～(6) (略)  
4～6 (略)

(新設)

(3)～(5) (略)  
4～6 (略)

第2～第5（略）  
第二部・第三部（略）

（記載上の注意）

(1)～(11)（略）

(12) 対処すべき課題

当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があつた場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めている会社については、直近の有価証券報告書に記載した、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）等を記載すること。

(13) 経営上の重要な契約等

a 当中間会計期間において、吸收合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸收合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸收合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸收合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠、並びに当該吸收合併又は新設合併の後の吸收合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b 当中間会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

c 当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があつた場合には、その内容を記載すること。

d 当中間会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠、並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

e 当中間会計期間において、吸收分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸收分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸收分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸收分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数又は持分の内容及びその算定根拠、並びに当該吸收分割又は新設分割の後の吸收分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の

第2～第5（略）

第二部・第三部（略）

（記載上の注意）

(1)～(11)（略）

(12) 対処すべき課題

当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があつた場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

(13) 経営上の重要な契約等

a 当中間会計期間において、他の会社と合併し又は合併契約を締結した場合には、重要性の乏しいものを除き、合併の目的、合併の条件、引継資産・負債の状況等について記載すること。

合併契約を近く締結することが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

b 当中間会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡があつた場合、重要な事業の全部若しくは一部の譲受けがあつた場合又はこれらの契約を締結した場合には、その概要について記載すること。

c 当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があつた場合には、その内容を記載すること。

d 当中間会計期間において、他の会社と株式交換し、若しくは株式交換に係る契約を締結した場合又は株式移転に係る株主総会の決議があつた場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社となつた会社（当該株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。）の資産・負債の状況等について記載すること。

株式交換に係る契約の締結又は株式移転に係る株主総会の決議が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

e 当中間会計期間において、新設分割に係る株主総会の決議があつた場合又は他の会社との間に吸收分割に係る契約を締結した場合には、重要性の乏しいものを除き、新設分割又は吸收分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況等について記載すること。

新設分割に係る計画の承認又は吸收分割に係る契約の締結が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

<p><u>内容等について記載すること。</u></p> <p>(14)～(20) (略)</p> <p>(21) 関係会社の状況</p> <p>a～f (略)</p> <p><u>g 提出会社が保有する関係会社の新株予約権の数及び権利を行使した場合の議決権の所有割合を記載すること。なお、提出会社の他の子会社による間接所有の新株予約権又は議決権がある場合には、権利を行使した場合の当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権(権利行使後の所有分を含む。)の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権(権利行使後の所有分を含む。)の合計の割合を内書きとして記載すること。</u></p> <p>(22)～(26) (略)</p>	<p>(14)～(20) (略)</p> <p>(21) 関係会社の状況</p> <p>a～f (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

企業内統等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年六月五日令第五号）

改 正 案	現 行
<p><b>第五号の三様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】     臨時報告書         (略)     (記載上の注意)     (1)～(4) (略)     (5) 報告内容         a 報告内容については、第19条第2項第1号若しくは第2号又は第4号の規定に基づいて             提出する場合には、提出日現在の<u>資本金</u>の額をも記載すること。         b (略)     (6) (略)</p>	<p><b>第五号の三様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】     臨時報告書         (略)     (記載上の注意)     (1)～(4) (略)     (5) 報告内容         a 報告内容については、第19条第2項第1号若しくは第2号又は第4号の規定に基づいて             提出する場合には、提出日現在の<u>資本</u>の額をも記載すること。         b (略)     (6) (略)</p>

企業内線等の顯示に関する内閣府令（昭和四十八年六月二日第4号）

改 正 案				現 行																																																																																							
<b>第五号の四様式</b>				<b>第五号の四様式</b>																																																																																							
<b>【表紙】</b> <b>【提出書類】</b> 親会社等状況報告書 (略)				<b>【表紙】</b> <b>【提出書類】</b> 親会社等状況報告書 (略)																																																																																							
第1 【提出会社の状況】				第1 【提出会社の状況】																																																																																							
1 【株式等の状況】				1 【株式等の状況】																																																																																							
(1) (略)				(1) (略)																																																																																							
(2) 【大株主の状況】				(2) 【大株主の状況】																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名又は名称</th> <th>住所</th> <th><u>所有株式数(株)</u></th> <th>発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				氏名又は名称	住所	<u>所有株式数(株)</u>	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)																	計	—			<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名又は名称</th> <th>住所</th> <th><u>所有株式数(%)</u></th> <th>発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				氏名又は名称	住所	<u>所有株式数(%)</u>	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)																	計	—																																						
氏名又は名称	住所	<u>所有株式数(株)</u>	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)																																																																																								
計	—																																																																																										
氏名又は名称	住所	<u>所有株式数(%)</u>	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)																																																																																								
計	—																																																																																										
2 【役員の状況】				2 【役員の状況】																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> <th>生年月日</th> <th>略歴</th> <th><u>任期</u></th> <th>所有株式数(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">計</td><td></td></tr> </tbody> </table>				役名	職名	氏名	生年月日	略歴	<u>任期</u>	所有株式数(株)																													計							<table border="1"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>職名</th> <th>氏名</th> <th>生年月日</th> <th>略歴</th> <th><u>任期</u></th> <th>所有株式数(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">計</td><td></td></tr> </tbody> </table>				役名	職名	氏名	生年月日	略歴	<u>任期</u>	所有株式数(株)																													計						
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	<u>任期</u>	所有株式数(株)																																																																																					
計																																																																																											
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	<u>任期</u>	所有株式数(株)																																																																																					
計																																																																																											

第2 (略)  
(記載上の注意)  
(略)

第2 (略)  
(記載上の注意)  
(略)

企業内約券の開示に関する内閣府令（昭和四十八年内閣省令第五号）

改 正 案	現 行																																				
<p><b>第七号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書            (略)</p> <p><b>第一部【証券情報】</b>  <b>第1【募集要項】</b></p> <p>1 (略)            2 【新株予約権証券の募集】(14)            (1) (略)            (2) 【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件		<p><b>第七号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書            (略)</p> <p><b>第一部【証券情報】</b>  <b>第1【募集要項】</b></p> <p>1 (略)            2 【新株予約権証券の募集】(14)            (1) (略)            (2) 【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の目的となる株式の種類																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																					
新株予約権の行使時の払込金額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																					
新株予約権の行使期間																																					
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																					
新株予約権の行使の条件																																					
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件																																					
新株予約権の目的となる株式の種類																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																					
新株予約権の行使時の払込金額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																					
新株予約権の行使期間																																					
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																					
新株予約権の行使の条件																																					
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件																																					

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

### 3 【社債(短期社債を除く。) の募集】(15)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

(3) (略)

### 3 【社債(短期社債を除く。) の募集】(15)

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	

払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に對抗する權利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (16)

払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に對抗する權利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項) (16)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
<u>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>	

4～8 (略)

第2・第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(13) (略)

(14) 新規発行新株予約権証券

a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式ごとに区分して記載すること。なお、一定の事由が生じたことを条件として新株予約権を取得することができることとするときは、当該内容を欄外に記載すること。

b～h (略)

i 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

j 「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄は、第二号様式記載上の注意(12)のjに準じて記載すること。

k 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。

l (略)

(15) (略)

(16) 新株予約権付社債に関する事項

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

4～8 (略)

第2・第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(13) (略)

(14) 新規発行新株予約権証券

a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式ごとに区分して記載すること。

b～h (略)

(新設)

(新設)

(新設)

i (略)

(15) (略)

(16) 新株予約権付社債に関する事項

(14)のa、f、g、h、i、j及びkに準じて記載すること。	a (14)のa、f、g及びhに準じて記載すること。 b 「代用払込みに関する事項」の欄には、新株予約権付社債の償還に代えて、その発行価額をもつて新株予約権の行使時の払込金に充当する場合にはその旨及びその方法を記載し、充当しない場合にはその旨を記載すること。
(17)～(40) (略)	(17)～(40) (略)
(41) 株式の総数等	(41) 株式の総数等 a～d (略) (新設)
e 「第二部 企業情報」「第3 事業の状況」「3 対処すべき課題」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によつて当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、その数及び種類を欄外に記載すること。なお、aにおいて新株予約権の内容を記載している場合には、重複する事項についてはその旨のみを記載することができる。	
(42)～(44) (略)	(42)～(44) (略)
(45) 配当政策	(45) 配当政策 利益配分の基本方針、最近事業年度の配当決定にあたつての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。
a 配当政策については、配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定にあたつての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。  なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。	
b 最近事業年度に剩余金の配当（以下「剩余金の配当」という。）をしたときは、当該剩余金の配当についての株主総会又は取締役会等の決議の年月日を注記すること。ただし、cにより注記した場合は記載を要しない。	
c 届出書提出日の属する事業年度開始の日から届出書提出日までの間に剩余金の配当について株主総会又は取締役会等の決議があつたときは、その旨、決議の年月日並びに当該剩余金の配当による配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。	
(46) (略)	(46) (略)
(47) 役員の状況	(47) 役員の状況 a 届出書提出日現在の役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらのものと同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）について、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。  b・c (略)  e 会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によつて選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。
(48)～(52) (略)	(48)～(52) (略)
(53) 本邦における提出会社の株式事務等の概要	(53) 本邦における提出会社の株式事務等の概要 a 本邦における株式の名義書換取扱場所、株主名簿管理人、株主に対する特典、株式の譲渡制限その他株式事務に関し投資者に示すことが必要であると思われる事項を記載すること。  b (略)
(54)～(63) (略)	(54)～(63) (略)

[REDACTED]

企業内密等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行																																				
<p><b>第七号の二様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書            (略)</p> <p><b>第一部【証券情報】</b>  <b>第1【募集要項】</b>            1 (略)            2 【新規発行新株予約権証券】            (1) (略)            (2) 【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件		<p><b>第七号の二様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書            (略)</p> <p><b>第一部【証券情報】</b>  <b>第1【募集要項】</b>            1 (略)            2 【新規発行新株予約権証券】            (1) (略)            (2) 【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の目的となる株式の種類																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																					
新株予約権の行使時の払込金額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																					
新株予約権の行使期間																																					
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																					
新株予約権の行使の条件																																					
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件																																					
新株予約権の目的となる株式の種類																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																					
新株予約権の行使時の払込金額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																					
新株予約権の行使期間																																					
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																					
新株予約権の行使の条件																																					
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件																																					

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

### 3 【社債(短期社債を除く。) の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

(3) (略)

### 3 【社債(短期社債を除く。) の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	

払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
<u>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>	

4～8 (略)

第2・第3 (略)

第二部～第五部 (略)  
(記載上の注意)  
(略)

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

4～8 (略)

第2・第3 (略)

第二部～第五部 (略)  
(記載上の注意)  
(略)

企業に係るの届け出に関する内閣府令（昭和四十八年六月二十六日内閣府令第六号）

改 正 案	現 行																																				
<p><b>第七号の三様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書            (略)</p> <p>第一部【証券情報】            第1【募集要項】            1 (略)            2 【新規発行新株予約権証券】            (1) (略)            (2) 【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件		<p><b>第七号の三様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書            (略)</p> <p>第一部【証券情報】            第1【募集要項】            1 (略)            2 【新規発行新株予約権証券】            (1) (略)            (2) 【新株予約権の内容等】</p> <table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</td><td></td></tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件</td><td></td></tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類		新株予約権の目的となる株式の数		新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額		新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		新株予約権の行使期間		新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		新株予約権の行使の条件		自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の目的となる株式の種類																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																					
新株予約権の行使時の払込金額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																					
新株予約権の行使期間																																					
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																					
新株予約権の行使の条件																																					
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件																																					
新株予約権の目的となる株式の種類																																					
新株予約権の目的となる株式の数																																					
新株予約権の行使時の払込金額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額																																					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																					
新株予約権の行使期間																																					
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所																																					
新株予約権の行使の条件																																					
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件																																					

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) (略)

### 3 【社債(短期社債を除く。) の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

(3) (略)

### 3 【社債(短期社債を除く。) の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	
各社債の金額(円)	
発行価額の総額(円)	
発行価格(円)	
利率(%)	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金(円)	
申込期間	
申込取扱場所	

払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

払込期日	
振替機関・登録機関	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に關し担保権者に対抗する権利	
担保付社債信託法上の受託会社	
担保の保証	
財務上の特約(担保提供制限)	
財務上の特約(その他の条項)	
取得格付	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
<u>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>	

4～8 (略)  
 第2・第3 (略)  
 第二部～第四部 (略)  
 (記載上の注意)  
 (略)

新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	

4～8 (略)  
 第2・第3 (略)  
 第二部～第四部 (略)  
 (記載上の注意)  
 (略)

企業内統合の開示に関する内閣府令（昭和四十八年六月六日令第4号）

改 正 案	現 行
<p><b>第八号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券報告書            (略)            (記載上の注意)            (略)            (1)～(28) (略)            (29) 役員の状況            a 報告書の提出日現在の役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらのもとの同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）について、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。            b～d (略)            e 会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によつて選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。            (30)～(34) (略)            (35) 本邦における提出会社の株式事務等の概要            a 本邦における株式の名義書換取扱場所、<u>株主名簿管理人</u>、株主に対する特典、株式の譲渡制限その他株式事務に關し投資者に示すことが必要であると思われる事項を記載すること。            b (略)            (36)～(42) (略)</p>	<p><b>第八号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券報告書            (略)            (記載上の注意)            (略)            (1)～(28) (略)            (29) 役員の状況            a 報告書の提出日現在の役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらのもとの同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）について、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。            b～d (略)            (新設)            (30)～(34) (略)            (35) 本邦における提出会社の株式事務等の概要            a 本邦における株式の名義書換取扱場所、<u>名義書換代理人</u>、株主に対する特典、株式の譲渡制限その他株式事務に關し投資者に示すことが必要であると思われる事項を記載すること。            b (略)            (36)～(42) (略)</p>

企業内統等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年六月六日令第五号）

改 正 案	現 行
<p><b>第十号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 半期報告書            (略)            (記載上の注意)            (略)            (1)～(21) (略)            (22) 役員の状況            a (略)            b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、<u>任期</u>、所有株式数及び就任年月日を記載すること。            c・d (略)            e 会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主に  <u>よつて選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。</u>            (23)～(33) (略)</p>	<p><b>第十号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 半期報告書            (略)            (記載上の注意)            (略)            (1)～(21) (略)            (22) 役員の状況            a (略)            b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、所有株式数及び就任年月日を記載すること。            c・d (略)            (新設)            (23)～(33) (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行																																								
<p><b>第十号の三様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書 (略)</p> <p>第1 【提出会社の状況】 1 【株式等の状況】 (1) (略) (2) 【大株主の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名又は名称</th><th>住所</th><th><u>所有株式数 (株)</u></th><th>発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 (略) 第2 (略) (記載上の注意) (略)</p>	氏名又は名称	住所	<u>所有株式数 (株)</u>	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)													計	—			<p><b>第十号の三様式</b></p> <p>【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書 (略)</p> <p>第1 【提出会社の状況】 1 【株式等の状況】 (1) (略) (2) 【大株主の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名又は名称</th><th>住所</th><th><u>所有株式数 (%)</u></th><th>発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 (略) 第2 (略) (記載上の注意) (略)</p>	氏名又は名称	住所	<u>所有株式数 (%)</u>	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)													計	—		
氏名又は名称	住所	<u>所有株式数 (株)</u>	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)																																						
計	—																																								
氏名又は名称	住所	<u>所有株式数 (%)</u>	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)																																						
計	—																																								

企業内統等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年六月六日令第五号）

改 正 案	現 行
<p><b>第十七号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 自己株券買付状況報告書            (略)</p> <p>株式の種類            1 【取得状況】            (1) 【株主総会決議による<u>取得</u>の状況】 年 月 日 現在            (略)            (2) 【取締役会決議による<u>取得</u>の状況】 年 月 日 現在            (略)</p> <p>2・3 (略)            (記載上の注意)            (略)</p>	<p><b>第十七号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 自己株券買付状況報告書            (略)</p> <p>株式の種類            1 【取得状況】            (1) 【株主総会決議による<u>買受け</u>の状況】 年 月 日 現在            (略)            (2) 【取締役会決議による<u>買受け</u>の状況】 年 月 日 現在            (略)</p> <p>2・3 (略)            (記載上の注意)            (略)</p>